

議員発案第 3 号

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への助成の  
増額・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への助成の増額・拡充を求める意見書」を提出するものとする。

平成27年9月28日 提出

提出者 三条市議会議員 野崎正志

賛成者 三条市議会議員 久住久俊

同 三条市議会議員 名古屋豊

同 三条市議会議員 西川重則

同 三条市議会議員 武藤元美

同 三条市議会議員 高坂登志郎

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への助成の  
増額・拡充を求める意見書（案）

今日、全国では高校生の約3割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育に重要な役割を担っている。

平成22年度から公立高校の授業料無償化が実現し、平成26年度入学生から年収910万円程度以上の世帯は学費負担が発生することになったが、年間約12万円の学費負担にとどまっている。一方、私立高校では世帯収入により授業料の一部を補う就学支援金制度と自治体独自の学費軽減制度で一定程度学費負担が軽減されているが、入学金を含む初年度納付金は全国平均約72万円（平成26年度）、就学支援金を差し引いても約60万円の学費負担がなお残される。

また、私立高校の専任教員数は、公立高校との比較において少なく、専任教員一人当たりの生徒数は、公立高校が14.9人に対して、私立高校は19.6人で約1.3倍となっている。

憲法及び教育基本法は「教育の機会均等」をうたっているが、公立高校に比べて高額な学費を負担し、その上教育条件も厳しい状況となっていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況である。

こうした立場に立ったとき、未来を担う子供たちのために教育予算を増額し、私立高校に通う生徒と保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮するための教育条件の維持、向上を図るために、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められる。

よって、国会並びに政府においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月 日

三条市議会議長 森 山 昭

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣

## 学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高校への助成の 増額・拡充を求める意見書

今日、全国では高校生の約3割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育に重要な役割を担っている。

平成22年度から公立高校の授業料無償化が実現し、平成26年度入学生から年収910万円程度以上の世帯は学費負担が発生することになったが、年間約12万円の学費負担にとどまっている。一方、私立高校では世帯収入により授業料の一部を補う就学支援金制度と自治体独自の学費軽減制度で一定程度学費負担が軽減されているが、入学金を含む初年度納付金は全国平均約72万円(平成26年度)、就学支援金を差し引いても約60万円の学費負担がなお残される。

また、私立高校の専任教員数は、公立高校との比較において少なく、専任教員一人当たりの生徒数は、公立高校が14.9人に対して、私立高校は19.6人で約1.3倍となっている。

憲法及び教育基本法は「教育の機会均等」をうたっているが、公立高校に比べて高額な学費を負担し、その上教育条件も厳しい状況となっていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況である。

こうした立場に立ったとき、未来を担う子供たちのために教育予算を増額し、私立高校に通う生徒と保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮するための教育条件の維持、向上を図るために、私立高校生への就学支援金の拡充と私立高校への経常費助成の増額・拡充が求められる。

よって、国会並びに政府においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

### 記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常費助成を増額・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月28日

三条市議会議長 森 山 昭

〔提出先〕

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣